

福井市退職者の再就職に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市の職員の再就職に関して、市が行う事業等との間での透明性及び信頼性を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 係長級以上の一般職職員（当該職員であった者を含む。）
- (2) 営利企業等 営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）
- (3) 契約等事務 売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号に規定する処分に関する事務をいう。
- (4) 求職活動 営利企業等に対して、本人又は他の職員の再就職を要請することをいう。
- (5) 営業活動 契約等事務に関して、再就職した営利企業等に有利な取扱いを市に対し要求し又は依頼することをいう。

(求職活動の規制)

第3条 職員は、退職の日以前5年以内に、契約等事務に関する職務に携わっていたときは、当該契約等事務に利害関係を有する営利企業等に求職活動をしてはならない。

(再就職状況の報告)

第4条 職員は、退職の日以後に営利企業等に再就職しようとする場合は、退職をする日までに、再就職先届出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市を退職の日以後2年以内に営利企業等に再就職した場合は、再就職先届出書（様式第1号）を、再就職後1か月以内に市長に提出するものとする。

(営業活動の規制)

第5条 職員であった者で営利企業等に再就職したもの（以下「再就職者」という。）は、退職の日以後2年間は営業活動に従事しないものとする。

(再任用職員の取扱い)

第6条 職員のうち再任用職員に対する前3条の規定の適用については、前3条中「退職」とあるのは、「再任用職員となる前の常勤の一般職職員としての退職」とする。

(営業活動への対応)

第7条 職員は、再就職者から第5条の規定に違反する営業活動を受けたときは、職務に関する働きかけの記録等取扱規程（平成15年訓令甲第18号／教委訓令甲第5号）第3条及び第5条各項に基づき対応するものとする。

2 市長は、再就職者が第5条に違反する営業活動を行ったときは、当該再就職者及びその者が所属する営利企業等に対して書面にて適切な対応を求めるものとする。

(再就職状況の公表)

第8条 第4条の再就職に係る情報については、再就職先届出書（様式第1号）の提出があった職員の退職時の所属名及び職名、退職年月日、再就職先の名称及び役職並びに再就職年月日を市のホームページにて公表するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から実施し、同日以後に市を退職した者について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年1月30日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年2月6日から実施する。

(様式第1号)

再就職先届出書

年 月 日

ふりがな 氏名			
退職(予定) 年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日生
退職前 5年間の 職歴	発令年月日	所 属	
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
再就職 (予定) 先	法人名		
	所在地	〒	
	役職名	採用予定 年月日	年 月 日
	職 務 内 容		

私は、福井市を退職後に、上記の法人に再就職することになりましたので報告します。

なお、再就職先における福井市への営業活動（契約等事務に関して、再就職した営利企業等に有利な取扱いを市に対し要求し又は依頼すること。）につきましては、福井市を退職した日から2年を経過するまで行いません。

なお、退職時の所属名及び職名、退職年月日、再就職先の名称及び役職並びに再就職年月日を公表することに同意します。

年 月 日

福井市長様

住 所

氏 名